

津和野町 介護保険料のお知らせ

津和野町の第6期（平成27年度～29年度）介護保険料の年間保険料は次のとおりです。基準額を中心に、所得に応じた負担になるように、9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対 象 者	平成27～29年度 年間保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 生活保護を受給している人	(基準額×0.45) 30,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、*合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万以下の人	(基準額×0.75) 51,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	(基準額×0.75) 51,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	(基準額×0.9) 61,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている人	(基準額) 68,100円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	(基準額×1.2) 81,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	(基準額×1.3) 88,500円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	(基準額×1.5) 102,100円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	(基準額×1.7) 115,700円

※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

【裏面もご覧下さい】

介護保険料の納め方

65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料は、年金の受給額によって納め方が2通りに分けられます。町の通知により、決められた方法で納付をお願いします。

◆年金が年額18万円以上の人・・・特別徴収で納めます。

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が特別徴収の対象となります。（老齢福祉年金や寡婦年金などは対象になりません。）

※年金が年額18万円以上の人でも、納付書で納めることがあります。

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差止めになった場合 など

◆年金が年額18万円未満の人・・・普通徴収で納めます。

町から送付される納付書で、期日までに介護保険料を町役場出納窓口もしくは指定の金融機関で納付します。口座振替の届出をした人は、口座振替により納付します。

〈納付指定金融機関〉山陰合同銀行 西中国信用金庫 島根県農協

【普通徴収の人は口座振替が便利です】

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。

納付書、預（貯）金通帳、通帳の届出印をお持ちの上、指定の金融機関で手続きを行ってください。

〈口座振替指定金融機関〉山陰合同銀行 西中国信用金庫 島根県農協 ゆうちょ銀行

保険料を納めないでいると

災害など特別な事情で、一時的に保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収の猶予や減額、免除を受けられる場合があります。町健康福祉課介護係にご相談ください。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。

1年以上滞納した場合	サービスにかかる費用をいったん全額負担し、申請によりあとから保険給付分が支払われます。
↓	
1年6ヶ月滞納した場合	サービスにかかる費用をいったん全額負担し、申請しても一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
↓	
2年以上滞納した場合	利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなることもあります。